

令和8年度スタートアップとの連携による行政課題解決推進業務委託 募集要項（公募型プロポーザル方式）

1 案件名称

令和8年度スタートアップとの連携による行政課題解決推進業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

本市では、「第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市」における拠点形成計画の一環として、公共調達・社会実装の推進に取り組んでいる。行政課題にスタートアップが有する技術やサービスを活用し、実証実験を起点に公共調達・社会実装へとつなげる一連の仕組みを構築することにより、スタートアップの市場参入機会の創出や信用力向上等の成長支援と、行政サービスの高度化の両立をめざすものである。

本業務は、スタートアップとの連携による行政課題の解決及び公共調達・社会実装に向けた取組を推進するため、研修等を通じた本市職員の理解促進、モデル所属へのヒアリング等による行政課題の掘り起こし・整理並びに制度及び運用方法の検討を行い、令和9年度以降の事業の本格実施に向けた基盤を整備することを目的とする。

（2）業務内容

具体的内容については、別紙1「令和8年度スタートアップとの連携による行政課題解決推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

（3）契約上限額

金 4,290,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講

じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 直近1ヵ年において、本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- カ 令和4年度以降に、自治体を相手方とした公共調達又は実証実験に係る業務を実施していること。(令和8年度実施中の内容も含む。)
- キ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ク 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからキの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、カについては、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。
 - (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (イ) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、吸収合併等については、この限りでない。
 - (ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- 公募開始 令和8年9月17日 (木)
- 質問受付期限 令和8年9月29日 (火)
- 質問に対する回答 令和8年10月6日 (火) (予定)
- 参加申請関係書類の提出期限 令和8年10月14日 (水)
- 参加資格審査結果通知 令和8年10月19日 (月) (予定)
- 企画提案書類の提出期限 令和8年10月26日 (月)
- プレゼンテーション審査 令和8年10月下旬～11月初旬 (予定)
- 選定結果通知 令和8年11月中旬 (予定)
- 契約締結・事業開始 令和8年12月初旬
- 事業完了 令和9年3月31日 (水)

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年9月29日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

「質問書」(様式1)に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、件名に【質問：令和8年度スタートアップとの連携による行政課題解決推進業務委託】と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年10月6日（火）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（2）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請書（様式2-1）
 - (イ) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書（様式4）
 - (ウ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式任意）
 - (エ) 令和4年度以降に、自治体を相手方とした公共調達又は実証実験に係る業務を実施した実績がわかる資料。（令和4年度以降の実績1件分の契約書の写し等を添付すること。）
 - (オ) 使用印鑑届（様式5）
 - (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
 - (キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
 - (ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (サ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- ※ (ケ) 及び (コ) は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※ (キ)～(サ) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ウ) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式任意）
- (オ) 令和4年度以降に、自治体を相手方とした公共調達又は実証実験に係る業務を実施した実績がわかる資料。（令和4年度以降の実績1件分の契約書の写し等を添付すること。）
- (カ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
- (キ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ

- (ク) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- (ケ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (カ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (シ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (ス) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※ (ウ)～(エ)及び(ク)～(シ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
- ※ (コ)及び(カ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※ (ク)～(シ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-2に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和8年10月14日（水）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに、件名に「参加申請：令和8年度スタートアップとの連携による行政課題解決推進業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年10月19日（月）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル企画競争方式（プロポーザル方式）企画提案書（様式6-1（単独法人等用）又は6-2（共同事業体用））
- (イ) 以下の項目が記載された提案書
A4判片面印刷20ページまで（表紙や目次も制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえページ番号を付すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は9ポイント以上とする。
 - ① 本業務に対する考え方、実施方針
 - ② オンライン研修及び対面研修・ワークショップの企画案（内容・構成、実施方法、想定講師等）

- ③ 行政課題の掘起し・整理支援の実施方法
- ④ 公共調達に向けた制度設計支援の実施方法
- ⑤ 業務実施体制及び作業スケジュール
- ⑥ その他独自提案（任意）
- (ウ) 業務実績調書（様式7）※実績の記載は3件以内とし、契約書の写し及びそれにかかる業務内容が確認できる仕様書や実績報告書等のいずれかを添付すること。
- (エ) 提案見積及び積算根拠（様式8）

イ 提出部数

正本（上記6（3）ア（ア）～（エ））：1部（記名したもの）

副本（上記6（3）ア（ア）～（エ））：5部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記6（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和8年10月26日（月）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和8年10月下旬～11月初旬（予定）

時間等詳細は、上記6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

大阪市経済戦略局会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1者あたり30分程度（説明15分以内、質疑応答を含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とし、原則、予定事業責任者は必ず参加すること。共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーションは、予定業務責任者の属する事業者等が行うこと。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目	評価内容	配点
事業目的・ 基本的な考え方	・本事業の目的及び趣旨を十分理解しているか。 ・本市の実情を踏まえた提案となっているか。 ・行政サービスの高度化とスタートアップの成長支援の両立を踏まえた提案となっているか。 ・令和9年度以降の実証実験や公共調達につながる視点が盛り込まれているか。	10 点
オンライン・ 対面研修の企画 内容	・オンライン研修及び対面研修の内容が、スタートアップや実証実験、公共調達に関する知識を有しない職員にも理解しやすい内容となっているか。 ・行政サービスの高度化に向けた課題を発見・検討する視点を職員が身につけられる内容となっているか。 ・他自治体の事例や演習等を効果的に取り入れ、職員の理解・機運醸成につながる内容となっているか。 ・講師、教材、研修手法等が適切であるか。	30 点
行政課題の掘起 し・整理支援	・ヒアリングや課題整理の進め方が具体的かつ実効性があるか。 ・行政サービスの高度化の観点を踏まえて行政課題を整理・可視化し、スタートアップとの連携可能性を適切に整理・分析する手法となっているか。 ・各部局における課題検討を促進する仕組みやツールが提案されているか。 ・翌年度以降の行政課題募集につながる実効性の高い提案となっているか。	25 点
公共調達に向け た制度設計支援	・他自治体の事例分析を踏まえ、本市に適した制度・運用方法を検討するための手法が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 ・実証実験から公共調達へつなげるための制度設計の考え方・検討プロセスが適切であるか。 ・行政サービスの高度化に資する技術・サービスを公共調達につなげる視点が盛り込まれているか。	20 点
業務実施体制	・業務責任者及び担当者の専門性・実績は十分か。 ・業務遂行体制、スケジュール管理、関係者との調整能力等が適切であるか。	10 点
積算の妥当性	・提案内容に対して積算根拠が明確かつ妥当であるか。 ・費用対効果が期待できるか。	5 点
合計		100 点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

- イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合は、次の評価項目の順に点数を評価し、受注予定者として選定する。
- (ア)「オンライン・対面研修の企画内容」の項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。
 - (イ)「オンライン・対面研修の企画内容」の項目の合計得点と同じ場合は、「行政課題の掘起し・整理支援」の項目の合計得点が高いものを受注予定者とする。
 - (ウ)「行政課題の掘起し・整理支援」の項目の合計の得点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。
- ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、1委員でも評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア)提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ)記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記2(3)の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和8年11月中旬（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は

この限りではない。

- (6) 本公募型企画競争方式（プロポーザル方式）は受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型企画競争方式（プロポーザル方式）の参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1 委員でも評価点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点がある場合は受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル O' s（オズ）棟南館 4 階

電話：06-6615-3719

E メール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。